

随意契約の結果

【令和8年3月分】 役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
令和8年度東日本都市再生本部八重洲事務所清掃業務	契約担当役 東日本都市再生本部長 西野 健介 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年3月1日	MS&ADビジネスサポート(株) 東京都中央区新川2-27-2	5010001049097	2,807,868円	2,807,868円	100.0%	本業務は、東日本都市再生本部八重洲事務所の清掃を行うものであり、当該事務所のビル利用規則により、テナント室内の清掃は管理会社と契約することが定められている。よって、会計規程第51条第3項第1号に基づき、管理会社である当該業者と随意契約を行うこととする。	-				
北海道まちづくり支援事務所借上 宿舍貸借契約	契約担当役 東日本都市再生本部長 西野 健介 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年3月19日	(株) ファクター・ナイン サービス 北海道札幌市中央区南2条 西25-1-2	8430001069892	1,536,000円	1,536,000円	100.0%	当該契約は、遠隔地である北海道まちづくり支援事務所に勤務する職員の借上宿舍の賃貸借契約である。北海道まちづくり事務所から1時間以内での通勤が可能で、かつ、賃料は近隣の相場程度で安価な物件であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、当該物件の所有者と随意契約を行ったものである。	-				
令和8年度東日本都市再生本部におけるSNSを活用した情報発信等業務	契約担当役 東日本都市再生本部長 西野 健介 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年3月31日	ツナガル(株) 大阪府大阪市西区南堀江1-12-2	9120001144115	9,499,600円	8,998,000円	94.7%	本業務は、SNSを活用した情報発信に関する業務である。本業務の実施にあたっては高度な専門知識と企画力が求められるため、企画競争により契約相手先の選定を行う。会計規程第51条第3項第1号に基づき、最も高い評価の企画提案を行った法人と随意契約を行うものである。	-				
東北まちづくり支援事務所借上宿 舎貸借契約①	契約担当役 東日本都市再生本部長 西野 健介 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年3月27日	(株) 長谷エライブネット 東京都港区芝2-31-19	2010401051639	1,955,000円	1,955,000円	100.0%	当該契約は、東北まちづくり支援事務所に勤務する職員のための借上宿舍の賃貸借契約である。立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であることを判断し、当該物件の賃貸人が特定されていることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行うものである。	-				
東北まちづくり支援事務所借上宿 舎貸借契約②	契約担当役 東日本都市再生本部長 西野 健介 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年3月27日	(株) 長谷エライブネット 東京都港区芝2-31-19	2010401051639	1,955,000円	1,955,000円	100.0%	当該契約は、東北まちづくり支援事務所に勤務する職員のための借上宿舍の賃貸借契約である。立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であることを判断し、当該物件の賃貸人が特定されていることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行うものである。	-				
東北まちづくり支援事務所借上宿 舎貸借契約③	契約担当役 東日本都市再生本部長 西野 健介 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年3月27日	(株) 長谷エライブネット 東京都港区芝2-31-19	2010401051639	2,070,000円	2,070,000円	100.0%	当該契約は、東北まちづくり支援事務所に勤務する職員のための借上宿舍の賃貸借契約である。立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であることを判断し、当該物件の賃貸人が特定されていることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行うものである。	-				
東北まちづくり支援事務所借上宿 舎貸借契約④	契約担当役 東日本都市再生本部長 西野 健介 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年3月27日	(有) 法華商事 宮城県仙台市若林区六丁の 目北町7-23	9370002005984	2,001,000円	2,001,000円	100.0%	当該契約は、東北まちづくり支援事務所に勤務する職員のための賃貸借契約である。立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であることを判断し、当該物件の賃貸人が特定されていることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行うものである。	-				
東北まちづくり支援事務所借上宿 舎貸借契約⑤	契約担当役 東日本都市再生本部長 西野 健介 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年3月31日	ツネマツガス(株) 宮城県仙台市宮城野区平成 2-6-50	2370001005579	2,875,000円	2,875,000円	100.0%	当該契約は、東北まちづくり支援事務所に勤務する職員のための借上宿舍の賃貸借契約である。立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であることを判断し、当該物件の賃貸人が特定されていることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行うものである。	-				

随意契約の結果

【令和8年3月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
令和8・9年度城東都市再生事務所清掃等業務	契約担当役 東日本都市再生本部長 西野 健介 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年3月18日	(株)新東美装 東京都世田谷区上用賀4-3-8	3010901005416	5,236,000円	5,236,000円	100.0%	当該契約は、事務所内の清掃業務の契約である。令和8年2月9日付で、当該事務所の事務所賃貸借契約の相手方より、当該清掃業務について、同相手方が指定する清掃業務事業者を使用して実施するよう通知を受けた。このため、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、当該事業者と随意契約を締結するものである。	-				
城東都市再生事務所賃貸借契約（令和8年4月1日～令和10年3月31日）	契約担当役 東日本都市再生本部長 西野 健介 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年3月24日	南海商事(株) 東京都墨田区東向島2-16-14	2010001025134	27,646,080円	27,646,080円	100.0%	当該契約は、業務を実施するための事務所の賃貸借契約である。入居当時、立地、規模、賃料等の条件から当該物件が最適であると判断して賃貸借契約を締結したが、引き続き当該物件を事務所とすることが最適であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行うものである。	-				
東池袋四・五丁目地区11号地に係る企画・運営等業務	契約担当役 東日本都市再生本部長 西野 健介 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年3月27日	P I A Z Z A (株) 東京都中央区日本橋茅場町1-10-8	9010001168232	25,828,000円	24,244,000円	93.9%	本業務は、防災街区整備事業を前提とした地区内のUR所有物件を地域活動・交流拠点として運営を行うものである。本業務の実施にあたっては高度な専門知識と企画力が求められるため、企画競争により契約相手先の選定を行った。当該法人は、最も高い評価の企画提案を行ったことから、会計規程第51条第3項第1号に基づき当該法人と随意契約を行ったものである。	-				
バスターミナル東京八重洲（北地区）に係る令和8年度法定点検等業務	契約担当役 東日本都市再生本部長 西野 健介 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年3月31日	三井不動産ファシリティズ(株) 東京都千代田区霞が関3-8-1	8010501007717	3,886,300円	3,886,300円	100.0%	当該業者は、UR所有のバスターミナルが立地するビルの指定業者であり、当該業務で実施する管理行為は、指定条件等として当該業者に委託することが規定されている。よって、会計規程第51条第3項第1号に基づき当該業者と随意契約を行うこととしたい。	-				
品川現地事務所賃貸借契約（令和8年度更新）	契約担当役 東日本都市再生本部長 西野 健介 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年3月11日	遠山借成(株) 東京都中央区日本橋兜町13-2	2010001058241	15,071,760円	15,071,760円	100.0%	当該契約は、業務を実施するための事務所の賃貸借契約である。入居当時、立地、規模、賃料等の条件から当該物件が最適であると判断して賃貸借契約を締結したが、引き続き当該物件を事務所とすることが最適であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				
専有部設備管理業務（八重洲バスターミナル東地区）	契約担当役 東日本都市再生本部長 西野 健介 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年3月31日	東京不動産管理(株) 東京都墨田区太平4-1-3	4010601032759	5,481,300円	5,481,300円	100.0%	ビル管理上、共用部分等と一体的に行う必要がある当該管理業務について、指定業者に委託しなければならない旨、管理組合専門業者より通知があったため、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき随意契約を行ったものである。	-				
サンライズ山西ビルに係る定期建物賃貸借契約について	契約担当役 東日本都市再生本部長 西野 健介 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年3月31日	日鉄興和不動産(株) 東京都港区赤坂1-8-1	8010401055238	3,960,000円	3,960,000円	100.0%	当該契約は、定期建物賃貸借契約であり、当該物件の賃貸人が連携協定に基づき特定されていることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき随意契約を行ったものである。	-				
長岡都市再生事務所に係る事務所賃貸料（令和8年度）	契約担当役 東日本都市再生本部長 西野 健介 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年3月13日	(株)リオ・コンサルティング 東京都千代田区永田町2-12-4	1010001091482	3,314,520円	3,314,520円	100.0%	当該契約は、業務を実施するための事務所の賃貸借契約である。入居当時、立地、規模、賃料等の条件から当該物件が最適であると判断して賃貸借契約を締結したが、引き続き当該物件を事務所とすることが最適であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				